

「外国船社クルーズ船寄港拡大に向けた
地域資源魅力向上等業務」

業務仕様書

令和 6 年 5 月
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「外国船社クルーズ船寄港拡大に向けた地域資源魅力向上等業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 趣旨

外国船社クルーズ船の寄港は、オプションツアー等により、観光、ショッピング、土産、食事など、波及する裾野が広く、地域活性化への効果が高いものと期待されることから、岩手県では外国船社クルーズ船の寄港誘致を進めている。

当事業により、今後の宮古港への更なる寄港拡大や、外国船社クルーズ船の寄港実績がない久慈港、釜石港及び大船渡港への初寄港を実現するため、外国人乗客目線で魅力あるオプションツアー候補先の掘り起こしとともに、自治体や民間事業者等による官民一体となった地域資源の魅力向上を図り、その成果を外国船社等に対してプロモーションしていくもの。

(2) 業務件名及び数量

「外国船社クルーズ船寄港拡大に向けた地域資源魅力向上等業務」一式

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

(4) 委託料の上限額

3,701千円（税込）

2 業務内容（仕様）

(1) 「外国船社クルーズ船寄港理解促進講演会」開催

（民間事業者（観光・物産販売等）、観光商工団体、自治体等向け）

県民をはじめ、県内の民間事業者（観光・物産販売等）、観光商工団体、自治体等を対象とした講演会を県内で1回開催し、寄港のメリットや船社に選択されるための魅力向上（施設改善・ホスピタリティなど）の手法等について共有し、全県で官民一体となった取組を推進するための「外国船社クルーズ船寄港理解促進講演会」を開催すること。なお、開催形式は参集型及びオンラインを組み合わせたハイブリット形式とする。

ア 講演会の構成は、有識者による講演及び先進事例発表を基本とすること。

イ 講演は、本事業の目的である外国クルーズ船誘致により岩手県内広域での経済効果を高め、さらなる交流促進を目指すことに資する豊富な知見を有する有識者を講師とすること。

ウ 先進事例発表は、外国船社クルーズ船誘致の取組により、寄港が増加した事例（岩手県と同様の地域性がある事例が望ましい）を発表できる者とすること。

エ 講演会のテーマ・内容等は県と協議の上、決定することとするが、下記2(2)のミニセミナーに繋がる内容とすること。

オ 講演会参加者を募集し、問合せ及び応募申込みに対応すること。なお、参加者の募集について、具体的な募集計画を示すこと。

カ YouTubeチャンネルを開設し、講演会の動画をアーカイブすること。また、県内の観光事業者等に広く周知し、より多くの事業者が動画を視聴できるよう配慮すること。

キ 講演会参加者に対し、アンケートを実施し、講演会についての理解度を把握し、速やかに県に報告すること。※任意様式

(2) 「外国船社クルーズ船寄港拡大に向けた魅力向上ミニセミナー」開催
(民間事業者(観光・物産販売等)、観光商工団体、自治体等向け)

県内の民間事業者(観光・物産販売等)、観光商工団体、自治体等を対象として、オプションルツアー候補となり得る地域資源の魅力向上や掘り起こしのための「外国船社クルーズ船寄港拡大に向けた魅力向上ミニセミナー」を県内で5回以上開催(内訳:重要港湾所在4市(①久慈市・②宮古市・③釜石市・④大船渡市)は、各市最低1回ずつ、その他の地域で1回以上)すること。

なお、開催形式は参集型で開催すること。

ア クルーズマーケットを理解し、寄港地観光プランの作成等に豊富な知見を有する有識者をミニセミナーのファシリテーターとすること。

イ ミニセミナー参加者を募集し、問合せ及び応募申込みに対応すること。なお、参加者の募集について、具体的な募集計画を示すこと。

ウ ミニセミナー参加者に対し、アンケートを実施し、ミニセミナーについての理解度を把握すること。

エ ミニセミナーでの内容を踏まえ、その内容について実現性・魅力性・独自性等を分析の上、速やかに県に報告すること。※任意様式

(3) その他(自由提案)

受託者における外国船社とのこれまでの事業実績等を踏まえ、外国船社の寄港誘致プロモーションの更なる事業展開に繋がる事項があれば、提案すること。※任意様式

なお、提案する事項は、外国船社のキーマン紹介等、具体的に寄港誘致プロモーションに繋がるような事項に限るもの。

(4) 留意事項

ア 当事業の参加者募集・周知等は、県及び県内重要港湾所在の市、関係団体等と連携して実施すること。

イ 当事業が効果的に実施できるよう全体スケジュールを提案すること。

ウ 2(1)に関する講演会及び(2)のミニセミナーの開催にあたり、次は県が手配するため、費用積算から除くこと。

会場選定・確保(会場設営は除く)、会場使用料の支出

※ 上記以外の経費は、受託者の負担とするもの。

エ 実施結果についてまとめた業務報告書を作成し、県へ提出すること。

オ 委託内容の詳細については、県と随時協議すること。

3 企画提案書等

(1) 提出書類及び提出部数について

- ア 企画提案書 7部
- イ 費用積算内訳書 7部

本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書を作成すること。

企画提案書とは別に作成し、様式は任意とするが、岩手県知事達増拓也あてに、参加者の称号又は名称、代表者職氏名を記載の上、提出すること。※資料4を参照のこと。

(2) 留意事項

- ア 参加者は、複数の提案を行うことはできないものとする。
- イ 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- ウ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- エ 企画提案書はA4の用紙とすること。

(3) 主な審査観点について

- ア 講演会の内容（講師・事例発表）、開催場所は参加者に対して、効果が期待できる内容か。
- イ ミニセミナーのファシリテーター・内容・開催場所は、オプションツアー候補となり得る地域資源の魅力向上や掘り起こし等の効果が期待できる内容か。
- ウ 外国船社とのこれまでの事業実績等を踏まえ、外国船社の寄港誘致プロモーションの更なる事業展開に繋がるのが期待できる内容であるか。

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならないこと。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならないこと。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならないこと。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県、受託者間で協議の上、別途契約書により定めること。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様であること。

(6) 個人情報の保護

ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、実施機関の指示に従うこと。

(7) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うものとする。